平成２１年（フ）第４５９３号
大阪府八尾市青山町５丁目２番４―205号
債務者　辻井美代子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０２号
大阪府松原市立部１丁目124番地の２　103号
債務者　田浦　幸一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
大阪府高石市東羽衣４丁目11番23号
債務者　丸栄左官工業こと　榮本　元二
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
大阪府柏原市太平寺１丁目３番15―705号
債務者　溝渕　千帆
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
大阪府藤井寺市船橋町２－５、住民票上の住所大阪府松原市岡４丁目15番34号
債務者　林　　達也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
堺市西区原田395番地７
債務者　畦原　和子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目９番21号206号、前住所大阪府河内長野市松ヶ丘中町1413番地の２
債務者　井田　克義
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
大阪府羽曳野市古市６丁目19番１号
債務者　松本　裕美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３中百舌鳥公園団地３号棟623号室、前住所堺市北区中百舌鳥町４丁614番地２リーベストなかもず803号
債務者　岡田　隆市
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
大阪府富田林市清水町３番８―508号
債務者　渡久山洋子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
堺市北区大豆塚町２丁２番地　コーポ三鈴201号
債務者　上田　　仁
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
大阪府藤井寺市梅が園町１番48号、前住所大阪府藤井寺市惣社２丁目７番６号
債務者　平松　法子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
大阪府柏原市国分本町７丁目４番73号
債務者　渡久地克博
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
堺市中区八田寺町291―16、住民票上の住所堺市堺区神石市之町25番３号
債務者　廣田　義英
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
大阪府松原市天美西５丁目118番地の10
債務者　木村　彰宏
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
堺市南区城山台５丁１番１号、前住所堺市東区野尻町269番地18
債務者　吉川いく代
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４４号
大阪府松原市東新町２丁目205番地
債務者　櫻木　正美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係